

死亡災害大幅増に対する緊急労働災害防止対策実施要綱

愛知労働局

1 楽 旨

平成20年の愛知県内における労働災害の発生状況は、死者数は11月12日現在、全産業で63人となり前年同期(54人)に比べ9人の増加となるとともに、全国ワースト1となった。これを業種別にみると、建設業で22人(昨年同期比7人増)、製造業で13人(昨年同期比5人減)、陸上貨物運送事業9人(昨年同期比4人増)となっている。事故の型では、墜落・転落によるものが19人、交通事故によるものが12人、はまれ・巻き込まれによるものが6人となっており、特に、墜落・転落災害は昨年1年間で9人であり、既に2倍を超える状況にある。また、事業場の規模別でみると、規模10人未満の小規模事業場が56%を、年齢別では60歳以上の高年齢者が37%を、さらに経験年数別では経験20年以上のベテラン労働者が38%をそれぞれ占めている。死者数は4月までは前年同期を下回って推移してきたが、5月に9人、7、8月に19人と大幅に増加した後にも歯止めがかからず、加えて、労働災害の多発が懸念される年末年始の繁忙期を迎えることを合わせると、更なる増加が懸念される。

このような状況の中、死亡災害の増加に歯止めをかけるため、緊急の災害防止対策を実施するものとする。

2 期 間 平成20年11月12日～12月31日

3 緊急労働災害防止対策の実施事項

(1) 局の実施事項

- ① 局幹部による建設現場、港湾荷役現場等のパトロールの実施 ※
- ② 労働災害防止団体、関係団体等への要請
- ③ ホームページへの掲載、新聞発表等による広報
- ④ 関係団体の会合等の場における周知
- ⑤ リーフレット、点検表の作成・配布

(2) 署の実施事項

- ① 12月における集中的な監督指導等の実施
- ② 署幹部によるパトロールの実施 ※
- ③ 集団指導等のあらゆる機会を活用しての周知、
- ④ 関係団体等の会合等を活用しての要請

(3) 労働災害防止団体等の実施事項

- ① 緊急の自主点検及びパトロールの実施 ※

- ② 各団体等に応じた具体的な労働災害防止対策の徹底
- ③ 広報誌等を活用した周知

(4) 事業者の実施事項

経営トップによる職場のパトロール等を実施し、以下の事項について点検措置すること。※

- ① 墜落・転落危険箇所の排除等の墜落・転落災害防止対策の徹底
- ② 高年齢労働者の身体的特性に配慮した安全対策の実施
- ③ ベテラン労働者に対する作業ルールの遵守等の安全再教育の実施
- ④ 4S活動、安全ミーティング、KY活動の実施等安全意識高揚対策の実施

※「平成20年度年末年始安全衛生総点検運動」に併せ実施するもの